

## 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間 2025年1月1日～2026年12月31日

### 2.内容

目標1 : 勤務間インターバルとして終業から始業までの休息時間を11時間以上確保し、従業員の生活時間や睡眠時間の確保およびワークライフバランスの向上を図る

目標2 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を徹底し、制度利用の促進を図る